

官報

号外

平成二十五年六月二十一日

○第百八十三回国 参議院会議録第二十九号

平成二十五年六月二十一日(金曜日)

午前十時三十一分開議

○議事日程 第二十九号

平成二十五年六月二十一日

午前十時開議

- 第一 食品表示法案(内閣提出、衆議院送付)
- 第二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案(内閣委員長提出)
- 第三 ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣委員長提出)
- 第四 旅券法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第五 いじめ防止対策推進法案(衆議院提出)

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○議長(平田健二君) これより会議を開きます。

日程第一 食品表示法案(内閣提出、衆議院送付を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。消費者問題に関する特別委員長加藤修一君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔加藤修一君登壇、拍手〕

○加藤修一君 ただいま議題となりました法律案につきまして、消費者問題に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、食品に関する表示が食品を摂取する際の安全性の確保及び自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に關し重要な役割を果たしていることに鑑み、販売の用に供する食品に関する表示について、基準の策定、不適正な表示に対する措置その他の必要な事項を定めようとするものであります。

なお、衆議院におきまして、食品表示基準の表示事項及び食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項へのアレルゲンの明記、附則における検討の年限の短縮を内容とする修正が行われております。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、原料原産地表示の拡大等について

の検討スケジュール、本法施行に際しての小規模事業者への配慮、中食、外食を含めたアレルギー表示の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(平田健二君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(平田健二君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(平田健二君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二

賛成

二百二

反対

〇

よつて、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(平田健二君) 日程第二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案

日程第三 ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案

(いずれも内閣委員長提出)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、提出者の趣旨説明を求めます。内閣委員長相原久美子君。

〔議案は本号末尾に掲載〕

〔相原久美子君登壇、拍手〕

○相原久美子君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、内閣委員会を代表して、提案の趣旨及び主な内容を御説明申し上げます。

まず、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律、いわゆるDV防止法は、平成十三年に、参議院共生社会に関する調査会において超党派によりなされた立法であります。近年、デートDVと呼ばれる交際相手からの暴力が社会的に問題となつており、被害者やその親族が加害者によつて殺害されるという痛ましい事件も生じている中で、特に生活の本拠を共にしている場合の被害者については、現行の法制度による被害者の救済に制約があり、迅速な救済を図ることが難しい実情となつていくという認識の下、被害者や関係

団体を中心に、DV防止法の改正による同法の適用対象の拡大を求める声が高まっております。

本法律案は、こうした被害者の声にこたえ、各党における検討を踏まえ、立案したものであります。

以下、本法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

この改正案においては、生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手からの暴力及びその被害者について、この法律の規定を準用することとしております。なお、婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいない交際は対象から除いております。

これにより、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力の被害者についても、被害者に対する相談、援助、保護や、重大な危害を加えられるおそれがある場合における保護命令の発令など、当該暴力の防止及びその被害者の保護に関する施策を講ずることにより、その救済を迅速に図ることができることとなっております。

なお、この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行することとしております。

次に、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

ストーカー行為等の規制等に関する法律、いわゆるストーカー規制法は、平成十二年の施行以来、被害の未然防止や拡大防止に大きな役割を果たしてきました。しかし、近年、警察の対応の見直しが必要とされる事案が生じ、あるいは規制の対象とならないようなストーカーが行われ、ついには被害されるという痛ましい事件が発生いたし

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案外一件

律案

ました。ストーカー事案の数も高水準で推移し、平成二十四年中の認知件数は約二万件と、ストーカー規制法施行後最多となっております。

本法律案は、このような最近におけるストーカー行為等の実情に鑑み、ストーカー規制法について、電子メールを送信する行為を規制の対象に加えるとともに、禁止命令等を求める旨の申出、当該申出をした者への通知等付きまとい等を受け、当該相手方に対する婦人相談所その他適切な施設による支援を明記しようとするものであり、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、拒まれたにもかかわらず、連続して電子メールを送信する行為を付きまとい等に追加して規制の対象とすることとしております。

第二に、禁止命令等を行うことができる公安委員会について、加害者の住所等の所在地、付きまとい等が行われた地又は被害者の居所の所在地を管轄する公安委員会にも拡大することとするほか、警告又は仮の命令を行うことができる警察本部長等についても、同様の改正を行うこととしております。

第三に、公安委員会は、被害者からの申出によっても禁止命令等ができることとするともに、申出を受けた場合において、禁止命令等をしたときは、速やかに当該禁止命令等の内容及び日時を申出をした者に通知しなければならないこととし、禁止命令等をしなかつたときは、速やかにその旨及びその理由を申出をした者に書面により通知しなければならないこととしております。

また、警察本部長等は、警告をしたとき又はしなかつたときは、禁止命令等の場合と同様、通知

しなければならないこととしております。

第四に、国及び地方公共団体は、ストーカー行為等の相手方に対する婦人相談所その他適切な施設による支援等に努めなければならないこととし、これらの支援等を図るため、必要な体制の整備、民間の自主的な組織活動の支援に係る施策を実施するために必要な財政上の措置等を講ずるよう努めなければならないこととしております。

なお、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して三月を経過した日から施行することとしております。

また、ストーカー行為等の相手方の適切かつ迅速な保護を図るため、ストーカー行為等その他の特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかつたことに対する怨恨の感情を充足する目的で当該特定の者等に不安を覚えさせるような方法による行為の規制等の在り方については、当該行為が電気通信を利用した情報の伝達方法の進展に伴い多様化していること等を踏まえ、所要の法改正を含む全般的な検討が加えられ、速やかに必要な措置が講ぜられるものとするともに、政府は、当該規制等の在り方について検討するための協議会の設置、当該行為の防止に関する活動等を行っている民間の団体等の意見の聴取その他の措置を講ずることにより、これらの検討に当たって適切な役割を果たすものとするとしております。

以上が両法律案の提案の趣旨及び主な内容であります。

なお、両法律案は内閣委員会においていずれも全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決定したものであります。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(平田健二君) これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(平田健二君) 間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(平田健二君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百一

賛成

二百一

反対

〇

よつて、両案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(平田健二君) 日程第四 旅券法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員長加藤敏幸君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔加藤敏幸君登壇、拍手〕

○加藤敏幸君 たたいま議題となりました法律案

につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、旅券に関する国際民間航空機関の国際標準を踏まえ、旅券の名義人の氏名等に変更を生じた場合に旅券の記載事項を訂正する制度を廃止し、当該旅券を返納させて有効期間を当該旅券の残存有効期間と同一とする新たな旅券を発給できるようにすること等について定めるものであります。

委員会におきましては、本法律案提出に至る経緯、新設される記載事項変更旅券の有効期間と手数料との関係、旅券の記載事項訂正の状況、旅券の不正使用及び不正取得に係る問題等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(平田健二君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(平田健二君) 間もなく投票を終了いたします。

〔投票開始〕

○議長(平田健二君) 間もなく投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(平田健二君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(平田健二君) 日程第五 いじめ防止対策推進法案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教科学委員長丸山和也君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔丸山和也君登壇、拍手〕

○丸山和也君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文教科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、いじめが、いじめを受けた児童等の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進しようとするものであります。

委員会におきましては、本法律案におけるいじめの定義、いじめ防止基本方針にいじめの被害者の意見を反映させる必要性、学校におけるいじめ防止対策等のための組織の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御

承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、みどりの風を代表して谷岡委員より賛成の意見が述べられ、続いて採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案につきまして附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(平田健二君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(平田健二君) 間もなく投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(平田健二君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よつて、本案は可決されました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(平田健二君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十四時四十九分散会

出席者は左のとおり。

議長	副議長	議員
平田 健二君	山崎 正昭君	田村 智子君
		吉田 忠智君
		紙 智子君
		真山 勇一君
		大門実紀史君
		福島みずほ君
		井上 哲士君
		松田 公太君
		梅村 聡君
		山下 芳生君
		柴田 巧君
		藤谷 光信君
		市田 忠義君
		川田 龍平君
		柳澤 光美君
		水野 賢一君
		江口 克彦君
		福山 哲郎君
		郡司 彰君
		藤原 正司君
		浜田 和幸君
		自見庄三郎君
		樽井 良和君
		石橋 通宏君
		西村まさみ君
		斎藤 嘉隆君
		中谷 智司君
		牧山ひろえ君

山田 太郎君	川崎 稔君	藤巻 幸夫君	平野 達男君	行田 邦子君	安井美沙子君	中西 健治君	金子 洋一君	松浦 大悟君	寺田 典城君	加賀谷 健君	林 久美子君	米長 晴信君	加藤 敏幸君	沢口 マルティ君	小野 次郎君	増子 輝彦君	櫻井 充君	長浜 博行君	小川 敏夫君	山村 明嗣君	尾辻かな子君	小西 洋之君	大野 元裕君	徳永 エリ君	田城 郁君	金子 恵美君	川合 孝典君
--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	----------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------

徳永 久志君 蓮 舫君 尾立 源幸君 小見山幸治君 白 眞勲君 岩本 司君 小林 正夫君 松井 孝治君 岡崎トミ子君 一川 保夫君 池口 修次君 直嶋 正行君 玉置 一弥君 江島 潔君 片山虎之助君 糸数 慶子君 松下 新平君 難波 奨二君 有田 芳生君 磯崎 仁彦君 轟木 利治君 大河原雅子君 赤石 清美君 長谷川大紋君 藤本 祐司君 芝 博一君 小泉 昭男君 中川 雅治君 谷 博之君 山谷えり子君 野上浩太郎君 前田 武志君	大島九州男君 藤末 健三君 前川 清成君 大久保 勉君 那谷屋正義君 鈴木 寛君 広田 一君 辻 泰弘君 柳田 稔君 興石 東君 水岡 俊一君 北澤 俊美君 森田 高君 島尻安伊子君 中山 恭子君 横峯 良郎君 片山さつき君 江崎 孝君 石井 浩郎君 岩井 茂樹君 武内 則男君 相原久美子君 青木 一彦君 足立 信也君 津田弥太郎君 北川イツセイ君 末松 信介君 山根 隆治君 羽田雄一郎君 藤井 基之君 岡田 広君 田中 直紀君	江田 五月君 尾辻 秀久君 丸川 珠代君 若林 健太君 佐藤ゆかり君 藤川 政人君 舩添 要一君 宇都 隆史君 高階恵美子君 中原 八一君 牧野たかお君 大家 敏志君 佐藤 信秋君 野村 哲郎君 岡田 直樹君 山本 順三君 有村 治子君 関口 昌一君 岩城 光英君 谷川 秀善君 中曾根弘文君 吉田 博美君 竹谷とし子君 はた ともこ君 横山 信一君 谷 亮子君 山本 博司君 平山 誠君 浜田 昌良君 渡辺 孝男君 亀井亜紀子君 福岡 資麿君	石井 一君 小坂 憲次君 佐藤 正久君 荒井 広幸君 渡辺 猛之君 長谷川 岳君 上野 通子君 熊谷 大君 中西 祐介君 丸山 和也君 古川 俊治君 塚田 一郎君 二之湯 智君 松村 祥史君 水落 敏栄君 川口 順子君 宮沢 洋一君 脇 雅史君 鈴木 政二君 松村 龍二君 岸 宏一君 山崎 力君 秋野 公造君 舟山 康江君 石川 博崇君 三原じゅん子君 谷合 正明君 石井 準一君 山本 香苗君 藤原 良信君 猪口 邦子君 加藤 修一君	荒木 清寛君 主濱 了君 谷岡 郁子君 鶴保 庸介君 松 あきら君 魚住裕一郎君 金子原二郎君 山本 一太君 木庭健太郎君 山口那津男君 外務大臣 文部科学大臣 国務大臣 (国家公安委員会委員長) 国務大臣 (内閣府特命担当大臣及び食品安全男女共同参画)	長沢 広明君 佐藤 公治君 加治屋義人君 世耕 弘成君 西田 実仁君 森 ゆうこ君 愛知 治郎君 森 まさこ君 白浜 一良君 草川 昭三君 岸田 文雄君 下村 博文君 古屋 圭司君 森 まさこ君	総務委員 吉川 沙織君 塚田 一郎君 法務委員 有田 芳生君 大久保潔重君 櫻井 充君 青木 一彦君 牧野たかお君 外交防衛委員 武見 敬三君 松山 政司君 文教科学委員 尾辻かな子君 斎藤 嘉隆君 厚生労働委員 江田 五月君 小川 敏夫君 田城 郁君 宇都 隆史君 渡辺 猛之君 農林水産委員 山田 太郎君	補欠 小見山幸治君 藤川 政人君 補欠 岡崎トミ子君 小川 敏夫君 江田 五月君 林 芳正君 佐藤 信秋君 補欠 宇都 隆史君 長谷川 岳君 補欠 大久保潔重君 牧山ひろえ君 補欠 櫻井 充君 尾辻かな子君 斎藤 嘉隆君 武見 敬三君 中村 博彦君 補欠 松田 公太君
---	---	---	--	--	--	--	--

経済産業委員	辞任	補欠	政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員	辞任	補欠	同日議長は、次の議員提出案を委員会に付託した。	同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
藤本 祐司君		高橋 千秋君	尾立 源幸君		榛葉賀津也君	歳入庁の設置による内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収に関する業務の効率化等の推進に関する法律案(中西健治君外七名発議)(参第三号)	死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律案
磯崎 仁彦君		牧野たかお君	鈴木 寛君		藤本 祐司君	内閣委員会に付託	同日委員長から次の報告書が提出された。
藤川 政人君		青木 一彦君	武内 則男君		梅村 聡君	地方自治法の一部を改正する法律案(江崎孝君外七名発議)(参第九号)	同日議員から次の質問主意書が提出された。
松田 公太君		山田 太郎君	藤田 幸久君		田城 郁君	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を国土交通委員会に付託した。	同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
国土交通委員		補欠	宇都 隆史君		丸川 珠代君	海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法案(閣法第四八号)	同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
辞任		補欠	中原 八一君		山東 昭子君	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
牧山ひろえ君		田城 郁君	谷岡 郁子君		舟山 康江君	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
佐藤 信秋君		磯崎 仁彦君	尾辻かな子君		小川 勝也君	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
中村 博彦君		渡辺 猛之君	白 眞勲君		西村まさみ君	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
環境委員		補欠	山村 明嗣君		大河原雅子君	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
辞任		補欠	石井 準一君		赤石 清美君	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
小見山幸治君		吉川 沙織君	上野 通子君		石井 浩郎君	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
青木 一彦君		塚田 一郎君	熊谷 大君		末松 信介君	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
国家基本政策委員		補欠	高階恵美子君		石井みどり君	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
辞任		補欠	山田 太郎君		川田 龍平君	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
脇 雅史君		石井 浩郎君	山田 太郎君		川田 龍平君	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
予算委員		補欠	山田 太郎君		川田 龍平君	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
辞任		補欠	山田 太郎君		川田 龍平君	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
林 芳正君		青木 一彦君	山田 太郎君		川田 龍平君	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
行政監視委員		補欠	山田 太郎君		川田 龍平君	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
辞任		補欠	山田 太郎君		川田 龍平君	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
議院運営委員		補欠	山田 太郎君		川田 龍平君	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
辞任		補欠	山田 太郎君		川田 龍平君	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		補欠	山田 太郎君		川田 龍平君	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
長谷川 岳君		佐藤 信秋君	山田 太郎君		川田 龍平君	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		補欠	山田 太郎君		川田 龍平君	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		補欠	山田 太郎君		川田 龍平君	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		補欠	山田 太郎君		川田 龍平君	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

昨二十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

有田 芳生君

補欠

岡崎トミ子君

厚生労働委員

神本美恵子君

補欠

小川 敏夫君

白 眞勲君

櫻井 充君

藤本 祐司君

高橋 千秋君

江島 潔君

石井みどり君

中西 祐介君

丸川 珠代君

水落 敏栄君

伊達 忠一君

谷合 正明君

山本 博司君

米長 晴信君

水野 賢一君

総務委員

辞任

小見山幸治君

補欠

吉川 沙織君

難波 奨二君

風間 直樹君

法務委員

辞任

小川 敏夫君

補欠

神本美恵子君

岡崎トミ子君

有田 芳生君

佐藤 信秋君

牧野たかお君

林 芳正君

長谷川大紋君

外交防衛委員

辞任

風間 直樹君

補欠

難波 奨二君

長谷川 岳君

松山 政司君

財政金融委員

辞任

長谷川大紋君

補欠

林 芳正君

文教科学委員

辞任

大久保潔重君

補欠

尾辻かな子君

大島九州男君

小西 洋之君

牧山ひろえ君

上野 通子君

橋本 聖子君

山本 博司君

斎藤 嘉隆君

武見 敏三君

岩井 茂樹君

谷合 正明君

尾辻かな子君

小西 洋之君

斎藤 嘉隆君

櫻井 充君

石井みどり君

武見 敏三君

中村 博彦君

丸川 珠代君

農林水産委員

辞任

松田 公太君

経済産業委員

辞任

高橋 千秋君

斎藤 嘉隆君

武見 敏三君

岩井 茂樹君

谷合 正明君

大久保潔重君

大島九州男君

牧山ひろえ君

白 眞勲君

江島 潔君

上野 通子君

渡辺 猛之君

中西 祐介君

補欠

山田 太郎君

補欠

藤本 祐司君

中原 八一君

橋本 聖子君

磯崎 仁彦君

藤巻 幸夫君

補欠

佐藤 信秋君

行政監視委員

辞任

吉田 博美君

補欠

水落 敏栄君

議院運営委員

辞任

佐藤 信秋君

長谷川 岳君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員

辞任

田城 郁君

藤本 祐司君

山東 昭子君

西田 昌司君

丸川 珠代君

消費者問題に関する特別委員

辞任

西村まさみ君

赤石 清美君

石井 浩郎君

補欠

白 眞勲君

石井 準一君

上野 通子君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

総務委員会

理事 藤川 政人君 (藤川政人君の補欠)

外交防衛委員会

理事 宇都 隆史君 (宇都隆史君の補欠)

文教科学委員会

理事 上野 通子君 (上野通子君の補欠)

国土交通委員会

理事 渡辺 猛之君 (渡辺猛之君の補欠)

同日委員長から次の議案が提出された。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案(内閣委員長提出)(参第二八号)

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣委員長提出)(参第二九号)

同日衆議院から次の議案が提出された。よって議長は即日これを文教科学委員会に付託した。

いじめ防止対策推進法案(衆第四二二号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

首都直下地震対策特別措置法案(二階俊博君外十五名提出)(衆第四三三号)

同日議長は、次の衆議院提出案を国土交通委員会に付託した。

水循環基本法案(衆第二九号)

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣委員長提出)(参第二九号)

同日衆議院から次の議案が提出された。よって議長は即日これを文教科学委員会に付託した。

いじめ防止対策推進法案(衆第四二二号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

首都直下地震対策特別措置法案(二階俊博君外十五名提出)(衆第四三三号)

同日議長は、次の衆議院提出案を国土交通委員会に付託した。

水循環基本法案(衆第二九号)

雨水の利用の推進に関する法律案(衆第四〇号)

同日議長は、次の委員長提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案(内閣委員長提出)

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣委員長提出)

同日委員長から次の報告書が提出された。

旅券法の一部を改正する法律案(閣法第四三三号)

審査報告書

いじめ防止対策推進法案(衆第四二二号) 審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

原子力損害賠償支援機構の役員に関する再質問主意書(谷岡郁子君提出)(第一二九号)

鳥取市庁舎整備に関する質問主意書(川上義博君提出)(第一三〇号)

審査報告書

食品表示法案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十五年六月十九日

消費者問題に関する特別委員長 加藤 修一

参議院議長 平田 健二殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、食品に関する表示が食品を摂取する際の安全性の確保及び自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に関し重要な役割を果たしていることに鑑み、販売の用に供する食品に関する表示について、基準の策定、不適正な表示に対する措置その他の必要な事項を定めようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、食品表示基準の策定に当たつては、消費者の表示利活用の実態や消費者のニーズ、食品の製造・流通の実態等を十分に調査し、消費者、事業者双方にとつて分かりやすく、実行可能で、かつ国際基準との整合性等を十分に踏まえた食品表示とすること。

二、製造者の所在地等の情報を知りたいという消費者からの要望を踏まえ、製造所固有記号制度の在り方について検討すること。

三、食品表示義務の対象拡大に当たつては、小規模の食品関連事業者に過度な負担とならないよう、その実行可能性を担保する支援措置等環境整備を図ること。

四、栄養表示義務化に伴う表示基準の見直しを始め、加工食品の原料原産地表示の在り方、中食・外食へのアレルギー表示の在り方、食品添加物表示の在り方など表示基準の見直しについては、本法成立後速やかにその検討のための機関を設置し、検討に着手すること。また、その委員の人選に当たつては、表示基準の見直しを幅広く消費者や事業者の理解を得ながら進めていくという観点から、広く各層の声を反映できるように、公平・中立で均衡のとれた委員構成とすること。

五、四の表示基準の見直しについては、本法の目的及び基本理念を踏まえ、可能な限り、検討内容及びスケジュールを具体的に示し、これを消費者基本計画に明記すること。

六、食品表示に関する法律の一元化を実効的なものとするため、執行体制を充実強化すること。

七、虚偽・誇大広告及び消費者を誤認させる不当な表示については、食品衛生法や不当景品類及び不当表示防止法の適切な運用を通じて、監視、取締りに努めること。

八、食品表示の適正化に係る実施状況を取りまとめ、定期的な年次報告の中で国会に報告すること。

九、本法に基づく差止請求の実効性を担保するため、適格消費者団体に対して食品表示に関する情報提供その他の支援を行うこと。

十、消費者へ食品の安全性に係る科学的情報を適時適切に提供する等、消費者とのリスクコミュニケーションを一層推進すること。また、提供された情報の理解の促進等のための消費者教育を拡充すること。

十一、環太平洋パートナーシップ協定の交渉に当たつては、遺伝子組換え食品の表示など、食品表示を含め、消費者の安全・安心に資するものとなるよう万全を期すること。

十二、栄養機能食品及び特定保健用食品を含む健康食品の利用が増加していることを踏まえ、消費者が健康食品の特性等を十分理解し、適切な選択を行うことができるよう、消費者に分かりやすい表示の在り方や広告の適正化について検討すること。

右決議する。

食品表示法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十五年五月三十一日

衆議院議長 伊吹 文明

参議院議長 平田 健二殿

食品表示法案

食品表示法

(小字及び一は衆議院修正)

目次

第一章 総則(第一条―第三条)

第二章 食品表示基準(第四条・第五条)

第三章 不適正な表示に対する措置(第六条―第十条)

第四章 差止請求及び申出(第十一条・第十二条)

第五章 雑則(第十三条―第十六条)

第六章 罰則(第十七条―第二十三条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、食品に関する表示が食品を摂取する際の安全性の確保及び自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に関し重要な役割を果たしていることに鑑み、販売(不特定又は多数の者に対する販売以外の譲渡を含む。以下同じ。)の用に供する食品に関する表示について、基準の策定その他の必要な事項を定めることにより、その適正を確保し、もつて一般消費者の利益の増進を図るとともに、食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)、健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)及び農林物資の規格化等に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号)による措置と相まつて、国民の健康の保護及び増進並びに食品の生産及び流通の円滑化並びに消費者の需要に即した食品の生産の振興に寄与することを目的とする。

官 報 (号 外)

(定義) 第二条 この法律において「食品」とは、全ての飲食物(業事法昭和三十五年法律第四百十五号)第二条第一項に規定する医薬品及び同条第二項に規定する医薬部外品を除き、食品衛生法第四条第二項に規定する添加物(第四条第一項第一号及び第十一号において単に「添加物」という。)を含む。をいう。 2 この法律において「酒類」とは、酒税法(昭和二十八年法律第六号)第二条第一項に規定する酒類をいう。 3 この法律において「食品関連事業者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 一 食品の製造、加工(調整及び選別を含む。)若しくは輸入を業とする者(当該食品の販売をしない者を除く。又は食品の販売を業とする者(以下「食品関連事業者」という。)) 二 前号に掲げる者のほか、食品の販売をする者 (基本理念) 第三条 販売の用に供する食品に関する表示の適正を確保するための施策は、消費者基本法(昭和四十三年法律第七十八号)第二条第一項に規定する消費者政策の一環として、消費者の安全及び自主的かつ合理的な選択の機会が確保され、並びに消費者に対し必要な情報が提供されることが消費者の権利であることを尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として講ぜられなければならない。 2 販売の用に供する食品に関する表示の適正を	確保するための施策は、食品の生産、取引又は消費の現況及び将来の見通しを踏まえ、かつ、小規模の食品関連事業者の事業活動に及ぼす影響及び食品関連事業者間の公正な競争の確保に配慮して講ぜられなければならない。 第二章 食品表示基準 (食品表示基準の策定等) 第四条 内閣総理大臣は、内閣府令で、食品及び食品関連事業者等の区分ごとに、次に掲げる事項のうち当該区分に属する食品を消費者が安全に摂取し、及び自主的かつ合理的に選択するために必要と認められる事項を内容とする販売の用に供する食品に関する表示の基準を定めなければならない。 一 名称、○アレルゲン(食物アレルギン)の原因となる物質をいう。第六条第八項及び第十一号において同じ。保存の方法、消費期限、食品を摂取する際の安全性の判断に資する期限をいう。第六条第八項及び第十一号において同じ。 二 表示の方法その他前号に掲げる事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項 2 内閣総理大臣は、前項の規定により販売の用に供する食品に関する表示の基準を定めようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣、農林水産大臣及び財務大臣に協議するとともに、消費者委員会の意見を聴かなければならない。 3 厚生労働大臣は、第一項の規定により販売の用に供する食品に関する表示の基準が定められることにより、国民の健康の保護又は増進が図られると認めるときは、内閣総理大臣に対し、	当該基準の案を添えて、その策定を要請することができ。 4 農林水産大臣は、第一項の規定により販売の用に供する食品に関する表示の基準が定められることにより、当該基準に係る食品(酒類を除く。)の生産若しくは流通の円滑化又は消費者の需要に即した当該食品の生産の振興が図られると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該基準の案を添えて、その策定を要請することができる。 5 財務大臣は、第一項の規定により販売の用に供する食品に関する表示の基準が定められることにより、当該基準に係る酒類の生産若しくは流通の円滑化又は消費者の需要に即した当該酒類の生産の振興が図られると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該基準の案を添えて、その策定を要請することができる。 6 第二項から前項までの規定は、第一項の規定により定められた販売の用に供する食品に関する表示の基準(以下「食品表示基準」という。)の変更について準用する。 (食品表示基準の遵守) 第五条 食品関連事業者等は、食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をしてはならない。 第三章 不適正な表示に対する措置 (指示等) 第六条 食品表示基準に定められた第四条第一項第一号に掲げる事項(以下「表示事項」という。)が表示されていない食品(酒類を除く。以下この項において同じ。)の販売をし、又は販売の用に供する食品に関して表示事項を表示する際に	食品表示基準に定められた同条第二項第二号に掲げる事項(以下「遵守事項」という。)を遵守しない食品関連事業者があるときは、内閣総理大臣又は農林水産大臣・内閣府令・農林水産省令で定める表示事項が表示されず、又は内閣府令・農林水産省令で定める遵守事項を遵守しない場合にあつては、内閣総理大臣は、当該食品関連事業者に対し、表示事項を遵守すべき旨の指示をすることができ。 2 次の各号に掲げる大臣は、単独で前項の規定による指示(第一号に掲げる大臣にあつては、同項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項が表示されず、又は同項の内閣府令・農林水産省令で定める遵守事項を遵守しない場合におけるものを除く。)をしようとするときは、あらかじめ、その指示の内容について、それぞれ当該各号に定める大臣に通知するものとする。 一 内閣総理大臣 農林水産大臣 二 農林水産大臣 内閣総理大臣 3 表示事項が表示されていない酒類の販売をし、又は販売の用に供する酒類に関して表示事項を表示する際に遵守事項を遵守しない食品関連事業者があるときは、内閣総理大臣又は財務大臣(内閣府令・財務省令で定める表示事項が表示されず、又は内閣府令・財務省令で定める遵守事項を遵守しない場合にあつては、内閣総理大臣)は、当該食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができ。 4 次の各号に掲げる大臣は、単独で前項の規定による指示(第一号に掲げる大臣にあつては、
--	--	--	---

同項の内閣府令・財務省令で定める表示事項が表示されず、又は同項の内閣府令・財務省令で定める遵守事項を遵守しない場合におけるものを除く。をしようとするときは、あらかじめ、その指示の内容について、それぞれ当該各号に定める大臣に通知するものとする。

一 内閣総理大臣 財務大臣
二 財務大臣 内閣総理大臣

5 内閣総理大臣は、第一項又は第三項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、その者に對し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

6 農林水産大臣は、第一項の規定による指示をした場合において、その指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、内閣総理大臣に對し、前項の規定により、その者に對してその指示に係る措置をとるべきことを命ずることを要請することができる。

7 財務大臣は、第三項の規定による指示をした場合において、その指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、内閣総理大臣に對し、第五項の規定により、その者に對してその指示に係る措置をとるべきことを命ずることを要請することができる。

8 内閣総理大臣は、食品関連事業者等が、
○アルゲン、
○消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項として内

閣府令で定めるものについて食品表示基準に従つた表示がされていない食品の販売をし、又は販売をしようとする場合において、消費者の生命又は身体に対する危害の発生又は拡大の防止を図るため緊急の必要があると認めるときは、当該食品関連事業者等に對し、食品の回収その他必要な措置をとるべきことを命じ、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずることができる。

(公表)

第七条 内閣総理大臣、農林水産大臣又は財務大臣は、前条の規定による指示又は命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

(立入検査等)

第八条 内閣総理大臣は、販売の用に供する食品に関する表示の適正を確保するため必要があると認めるときは、食品関連事業者等若しくは食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者に對し、販売の用に供する食品に関する表示について必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所その他の場所に立ち入り、販売の用に供する食品に関する表示の状況若しくは食品、その原材料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、従業員その他の関係者に質問させ、若しくは試験の用に供するのに必要な限度において、食品若しくはその原材料を無償で収去させることができる。

2 農林水産大臣は、第六条第一項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項以外の表示事項又は同項の内閣府令・農林水産省令で定める遵守事項以外の遵守事項に関し販売の用に供する

食品(酒類を除く。以下この項において同じ。)に関する表示の適正を確保するため必要があると認めるときは、食品関連事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に對し、販売の用に供する食品に関する表示について必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所その他の場所に立ち入り、販売の用に供する食品に関する表示の状況若しくは食品、その原材料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。

3 財務大臣は、第六条第三項の内閣府令・財務省令で定める表示事項以外の表示事項又は同項の内閣府令・財務省令で定める遵守事項以外の遵守事項に関し販売の用に供する酒類に関する表示の適正を確保するため必要があると認めるときは、食品関連事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に對し、販売の用に供する酒類に関する表示について必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所その他の場所に立ち入り、販売の用に供する酒類に関する表示の状況若しくは酒類、その原材料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。

4 前三項の規定による立入検査、質問又は収去をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 第一項から第三項までの規定による権限は、

犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

6 第一項の規定による収去は、食品衛生法第三十条第一項に規定する食品衛生監視員に行わせるものとする。

7 内閣総理大臣は、第一項の規定により収去した食品の試験に関する事務については食品衛生法第四條第九項に規定する登録検査機関に、当該事務のうち食品の栄養成分の量又は熱量に係るものについては独立行政法人国立健康・栄養研究所にそれぞれ委託することができる。

8 内閣総理大臣は、第一項の規定による権限を単独で行使したときは、速やかに、その結果を、販売の用に供する食品(酒類を除く。)に関する表示の適正を確保するために行われた場合に於ては農林水産大臣に、販売の用に供する酒類に関する表示の適正を確保するために行われた場合に於ては財務大臣に通知するものとする。

9 農林水産大臣又は財務大臣は、第二項又は第三項の規定による権限を単独で行使したときは、速やかに、その結果を内閣総理大臣に通知するものとする。

(センターによる立入検査等)

第九条 農林水産大臣は、前条第二項の規定によりその職員に立入検査又は質問を行わせることができる場合において必要があると認めるときは、独立行政法人農林水産消費安全技術センター(以下「センター」という。)に、食品関連事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他の場所に立ち入り、販売の用に供する食品(酒類を除く。以下

官 報 (号 外)

この項において同じ。に關する表示の状況若しくは食品、その原材料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は従業員その他の關係者に質問させることができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定によりセンターに立入検査又は質問を行わせるときは、センターに対し、当該立入検査又は質問の期日、場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

3 センターは、前項の規定による指示に従つて第一項の規定による立入検査又は質問を行ったときは、農林水産省令で定めるところにより、その結果を農林水産大臣に報告しなければならない。

4 農林水産大臣は、第二項の規定による立入検査又は質問について前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その内容を内閣総理大臣に通知するものとする。

5 第一項の規定による立入検査又は質問については、前条第四項及び第五項の規定を準用する。

(センターに対する命令)

第十条 農林水産大臣は、前条第一項の規定による立入検査又は質問の業務の適正な実施を確保するため必要があるときは、センターに対し、当該業務に關し必要な命令をすることができる。

第四章 差止請求及び申出
(適格消費者団体の差止請求権)

第十一条 消費者契約法(平成十二年法律第六十一号)第二条第四項に規定する適格消費者団体は、食品関連事業者が、不特定かつ多数の者に

対して、食品表示基準に違反し、販売の用に供する食品の名称、^{○アルゲン}保存の方法、消費期限、原材料、添加物、栄養成分の量若しくは熱量又は原産地について著しく事実と相違する表示をする行為を現に行い、又は行うおそれがあるときは、当該食品関連事業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該食品に關して著しく事実と相違する表示を行つた旨の周知その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

(内閣総理大臣等に対する申出)

第十二条 何人も、販売の用に供する食品(酒類を除く。以下この項において同じ。)に關する表示が適正でないため一般消費者の利益が害されていると認めるときは、内閣府令・農林水産省令で定める手続に従い、その旨を内閣総理大臣又は農林水産大臣(当該食品に關する表示が適正でないことが第六条第一項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項又は遵守事項のみに係るものである場合に於ては、内閣総理大臣)に申し出て適切な措置をとるべきことを求めることができる。

2 何人も、販売の用に供する酒類に關する表示が適正でないため一般消費者の利益が害されていると認めるときは、内閣府令・財務省令で定める手続に従い、その旨を内閣総理大臣又は財務大臣(当該酒類に關する表示が適正でないことが第六条第三項の内閣府令・財務省令で定める表示事項又は遵守事項のみに係るものである場合に於ては、内閣総理大臣)に申し出て適切な措置をとるべきことを求めることができる。

3 内閣総理大臣、農林水産大臣又は財務大臣

は、前二項の規定による申出があつた場合には、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、第四条又は第六条の規定による措置その他の適切な措置をとらなければならない。

第五章 雜則

(内閣総理大臣への資料提供等)

第十三条 内閣総理大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、厚生労働大臣、農林水産大臣又は財務大臣に対し、資料の提供、説明その他必要な協力を求めることができる。

(不当景品類及び不当表示防止法の適用)

第十四条 この法律の規定は、不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)の適用を排除するものと解してはならない。

(権限の委任等)

第十五条 内閣総理大臣は、この法律の規定による権限(政令で定めるものを除く。)を消費者庁長官に委任する。

2 この法律に規定する財務大臣の権限の全部又は一部は、政令で定めるところにより、国税庁長官に委任することができる。

3 この法律に規定する農林水産大臣の権限及び前項の規定により国税庁長官に委任された権限の全部又は一部は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

4 この法律に規定する農林水産大臣の権限に屬する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

5 第一項の規定により消費者庁長官に委任され

た権限に屬する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事、地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五条第一項の政令で定める市(次条において「保健所を設置する市」という。)の市長又は特別区の区長が行うこととすることができる。

(再審査請求)

第十六条 前条第五項の規定により保健所を設置する市の市長又は特別区の区長がした処分(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務に係るものに限る。)についての審査請求の裁決に不服がある者は、内閣総理大臣に対して再審査請求をすることができる。

第六章 罰則

第十七条 第六条第八項の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十八条 第六条第八項の内閣府令で定める事項について、食品表示基準に従つた表示がされていない食品の販売をした者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十九条 食品表示基準において表示されるべきこととされている原産地(原材料の原産地を含む。)について虚偽の表示がされた食品の販売をした者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第二十条 第六条第五項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第一項から第三項までの規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同条第一項から第三項まで若しくは第九条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

二 第八条第一項の規定による収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十二條 法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第十七條 三億円以下の罰金刑

二 第十八條から第二十條まで 一億円以下の罰金刑

三 前條 同條の罰金刑

2 人格のない社団又は財団について前項の規定の適用があるときは、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその人格のない社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第二十三條 第十条の規定による命令に違反したときは、その違反行為をしたセンターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第十八条の規定については、公布の日から施行する。

（準備行為）

第二条 内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、第四条の規定の例により、販売の用に供する食品に関する表示の基準を定めることができる。

2 前項の規定により定められた販売の用に供する食品に関する表示の基準は、この法律の施行の日において第四条第一項の規定により定められたものとみなす。

（地方自治法の一部改正）

第三条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）の項中「及び第三十二條第三項」を削る。

（食品衛生法の一部改正）

第四条 食品衛生法の一部を次のように改正する。

第十九條第一項中「食品、添加物、」及び「販売の用に供する食品若しくは添加物又は」を削り、「規格若しくは」を「規格又は」に、「器具若しくは」を「器具又は」に改め、同条第二項中「食品、添加物、」を削り、同条に次の一項を加える。

販売の用に供する食品及び添加物に関する表示の基準については、食品表示法（平成二十五年法律第 号）で定めるところによる。

第二十一条中「第十九條第一項」を「食品表示法第四條第一項」に改める。

第六十五條の二第三項中「第十一条第一項（第六十二條第一項及び第二項において準用する場合を含む。）又は」を削り、「第三項において準用する場合を含む。」の下に「又は第六十二條第一項若しくは第二項において準用する第十一条第一項」を加える。

（工業標準化法の一部改正）

第五條 工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第二條中「左に」を「次に」に改め、同条第一号中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を「農林物資の規格化等に関する法律」に改める。

（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部改正）

第六條 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

農林物資の規格化等に関する法律

目次中「品質表示等」を「飲食品以外の農林物資の品質表示等」に、「第二十三條の二」を「第二十四條」に改める。

第一条中「ともに、」の下に「飲食品以外の」を加え、「行なわせることによつて」を「行わせることによつて、食品表示法（平成二十五年法律第 号）による措置と相まつて、」に改める。

第七條第三項中「第十九條の十三第一項に規定する」を削り、「同条第三項」を「第十九條の十三第一項」に、「を定めぬ」を「（生産の方法又は流通の方法に特色があり、これにより価値が高まると認められる農林物資のこれらの方法についての基準を除く。）を定めぬ」に改め、同項ただし書中「同条第一項から第三項まで」を「食品表示法第四條第六項に規定する食品表示基準において定められた事項及び第十九條の十三第一項」に改める。

第十五條第一項、第十八條第一項第四号及び第九号並びに第十九條の四中「若しくは容器を」を「容器若しくは送り状」に改める。

第十九條の九第二項第五号中「必要な報告」の下に「又は帳簿、書類その他の物件の提出」を、「その報告」の下に「若しくは物件の提出」を、「虚偽の報告」の下に「若しくは虚偽の物件の提出」を加え、同項第六号中「又は帳簿」を「若しくは帳簿」に、「検査を」を「検査をさせ、又は登録外国認定機関の代表者、代理人、使用人その他の従業者」に、「又は忌避された」を「若しくは忌避され、又はその質問に対して答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされた」に改める。

第五章の章名を次のように改める。

第五章 飲食品以外の農林物資の品質表示等の適正化

第十九條の十三中第一項及び第二項を削り、第三項を第一項とし、同条第四項中「前三項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「から第三項まで」を削り、同項を同条第三項とし、同条第六項中「から第三項まで」を削り、同項を同条第四項とし、同条第七項中「から第三項まで」を削り、同項を同条第五項とする。

第十九條の十三の二中「から第三項まで」を削る。

官 報 (号 外)

り、「従い、」の下に「飲食品以外の」を加へる。

第十九条の十四第一項を削り、同条第二項中「第十九条の十三第三項」を「第十九条の十三第三項」に改め、「農林水産大臣」の下に「内閣府令・農林水産省令で定める表示の方法については、内閣総理大臣」を加え、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「指示を」を「指示（第一号に掲げる大臣にあつては、同項の内閣府令・農林水産省令で定める表示の方法に係るものを除く。）を」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「又は第二項」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「又は第二項」を削り、同項を同条第四項とする。

第二十条の見出しを「（立入検査等）」に改め、同条第一項中「に対し」を「若しくはその登録認定機関とその業務に関して関係のある事業者に対し」に、「報告」を「報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出」に、「登録認定機関」を「これらの者の」に、「倉庫」を「倉庫その他の場所」に、「検査させる」を「検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させる」に改め、同条第二項中「若しくは指定農林物資の」を「指定農林物資の」に、「に対し、その格付」を「若しくはこれらの者とその事業に関して関係のある事業者に対し、格付」に、「報告」を「報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出」に、「検査させる」を「検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させる」に改め、同条第三項中「から第三項まで」を削り、「に対し」を「若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し」に、「報告」を「報告若しくは帳簿、書類その他

の物件の提出」に、「検査させる」を「検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させる」に改め、同条第四項及び第五項中「立入検査」の下に「又は質問」を加える。

第二十条の二の見出し中「立入検査」を「立入検査等」に改め、同条第一項中「登録認定機関」の下に「又はその登録認定機関とその業務に関して関係のある事業者」を加え、「倉庫」を「倉庫その他の場所」に、「又は帳簿」を「若しくは帳簿」に、「検査させる」を「検査させ、又は従業員その他の関係者に質問させる」に改め、同条第二項中「又は農林物資」を「若しくは農林物資」に、「検査させる」を「検査させ、又は従業員その他の関係者に質問させる」に改め、同条第三項中「立入検査」の下に「又は質問」を加え、「又は農林物資」を「若しくは農林物資」に、「検査させる」を「検査させ、又は従業員その他の関係者に質問させる」に改め、同条第四項から第七項までの規定中「立入検査」の下に「又は質問」を加える。

第二十条の三中「立入検査」の下に「又は質問」を加える。
第二十一条の二第一項及び第二十一条の三中「農林物資」を「飲食品以外の農林物資」に改める。

第二十三条の二を削る。

第二十四条第八号中「第十九条の十四第四項」を「第十九条の十四第三項」に改める。

第二十七条第四号を次のように改める。

四 第二十条第一項から第三項までの規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同条第一項から第三項まで若し

くは第二十条の二第二項から第三項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第二十八条第五号を削る。

第二十九条第一項第一号中「第二十三条の二又は」を削る。

（登録免許税法の一部改正）

第七条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第八十七号中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を「農林物資の規格化等に関する法律」に改める。

（独立行政法人国立健康・栄養研究所法の一部改正）

第八条 独立行政法人国立健康・栄養研究所法（平成十一年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第三号中「第三十二条第三項」を削り、「第三十二条の三第三項」を「第三十二条第三項」に改め、同項に次の一号を加える。

四 食品表示法（平成二十五年法律第

号）第八条第一項の規定により収去された食品の試験を行うこと。

第十四条第一項第二号中「及び第三号」を「から第四号まで」に改める。

（独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部改正）

第九条 独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成十一年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「日本農林規格又は農林物資の品質に関する表示の基準が定められた農林物資」を「農林物資等」に改める。

第十条第一項第三号中「又は」の下に「飲食品以外の」を、「定められた農林物資」の下に「及び食品表示法（平成二十五年法律第 号）第四条第六項に規定する食品表示基準が定められた同法第二条第一項に規定する食品（酒類を除く。）」を加え、同項第五号中「農林物資」の下に「及び食品（次号において「農林物資等」という。）」を加え、「品質に関する」を削り、同項第六号中「第三号に規定する農林物資」を「農林物資等」に改め、同条第二項第一号中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を「農林物資の規格化等に関する法律」に改め、「検査及び」の下に「質問並びに」を、「立入検査」の下に「及び質問」を加え、同項第七号を第八号とし、第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 食品表示法第九条第一項の規定による立入検査及び質問

（消費者契約法の一部改正）

第十条 消費者契約法の一部を次のように改正する。

第十二条の二第一項中「又は特定商取引に関する法律」を、「特定商取引に関する法律」に改め、「第五十八条の二十四まで」の下に「又は食品表示法（平成二十五年法律第 号）第十一条」を加える。

第四十三条第二項に次の一号を加える。

四 食品表示法第十一条 同条に規定する食品関連事業者の行為

(健康増進法の一部改正)

第十一条 健康増進法の一部を次のように改正する。

目次中「第十六条」を「第十六条の二」に、「特別用途表示、栄養表示基準等」を「特別用途表示等」に改める。

第三章中第十六条の次に次の一条を加える。

(食事摂取基準)

第十六条の二 厚生労働大臣は、生涯にわたる国民の栄養摂取の改善に向けた自主的な努力を促進するため、国民健康・栄養調査その他の健康の保持増進に関する調査及び研究の結果を分析し、その分析の結果を踏まえ、食事による栄養摂取量の基準(以下この条において「食事摂取基準」という。)を定めるものとする。

2 食事摂取基準においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 国民がその健康の保持増進を図る上で摂取することが望ましい熱量に関する事項
- 二 国民がその健康の保持増進を図る上で摂取することが望ましい次に掲げる栄養素の量に関する事項

イ 国民の栄養摂取の状況からみてその欠乏が国民の健康の保持増進を妨げているものとして厚生労働省令で定める栄養素
ロ 国民の栄養摂取の状況からみてその過剰な摂取が国民の健康の保持増進を妨げているものとして厚生労働省令で定める栄養素
3 厚生労働大臣は、食事摂取基準を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表する

るものとする。

第六章の章名を次のように改める。

第六章 特別用途表示等

第三十条の二から第三十二条までを削り、第三十二条の二を第三十一条とする。

第三十二条の三第三項中、「第二十九条第一項」を「及び第二十九条第一項」に改め、「及び販売に供する食品であつて栄養表示がされたもの」を削り、同条を第三十二条とする。

第三十三条中、「第三十二条第三項」を削る。
第三十四条中「及び第三十二条第三項」を削る。

第三十六条の二中「第三十二条の三第二項」を「第三十二条第二項」に改める。
第三十七条第一号中「又は第三十二条第二項」を削る。

第三十八条第二号中「及び第三十二条第三項」を削る。

(公益通報者保護法の一部改正)
第十二条 公益通報者保護法(平成十六年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

別表第四号中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を「農林物資の規格化等に関する法律」に改める。
(米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報等の伝達に関する法律の一部改正)
第十三条 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報等の伝達に関する法律(平成二十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を「食品表示法(平成二十五年法律第 号)第四條第六項に規定する食品表示基準、農林物資の規格化等に関する法律」に改め、「から第三項まで」を削る。
(消費者庁及び消費者委員会設置法の一部改正)
第十四条 消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

定する食品表示基準、農林物資の規格化等に関する法律」に改め、「から第三項まで」を削る。

第十四条の次に次の一号を加える。
十四の二 食品表示法(平成二十五年法律第 号)の規定による販売の用に供する食品に関する表示の適正の確保に関すること。

第四条第十七号中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を「農林物資の規格化等に関する法律」に改め、「から第三項まで」を削り、同条第二十号中「同法第三十一条第一項に規定する栄養表示基準」を削り、「第三十二条の二第一項」を「第三十一条第一項」に改める。

第六条第二項第四号中「不当景品類及び不当表示防止法」の下に、「食品表示法」を加え、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を「農林物資の規格化等に関する法律」に改め、同条第十二号中「同法第三十一条第一項に規定する栄養表示基準」を削り、「第三十二条の二第一項」を「第三十一条第一項」に改める。

(農林水産省設置法の一部改正)
第十五条 農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第五号中「及び」を「並びに食品表示法(平成二十五年法律第 号)第四條第六項に規定する食品表示基準(酒類に係るものを除く。及び飲食料品以外の)」に、「農林物資の品質に関する表示」を「これら」に改め、同条第十四号中「みつばち」を「蜜蜂」に改める。

(経過措置)
第十六条 この法律の施行前に附則第四条の規定による改正前の食品衛生法、附則第六条の規定による改正前の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律又は附則第十一条の規定による改正前の健康増進法の規定によつてした処分その他の行為であつて、この法律に相当の規定があるものは、当該規定によつてしたものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)
第十七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)
第十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)
第十九条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案
提出者
平成二十五年六月二十日
内閣委員長 相原久美子
参議院議長 平田 健二殿

平成二十五年六月二十一日 参議院會議録第二十九号

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案 ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成十三年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

題名中「保護」を「保護等」に改める。

目次中「第五章 雑則(第二十三条―第二十八条)」を「第五章 雑則(第二十三条―第二十八条)」を「第五章の二 補則(第二十八條の二)」に改める。

第一条中「この項」の下に「及び第二十八條の二」を加える。

第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八條の二 第二条及び第一章の二から前章

までの規定は、生活の本拠を共にする交際・婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。をその関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあつては、当該関係にあつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八條の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八條の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六條第一項	配偶者又は配偶者であつた者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であつた者
第十條第一項から第四項まで、第十一條第二項第二号、第十二條第一項第一号から第四号まで及び第十八條第一項	配偶者	第二十八條の二に規定する関係にある相手
第十條第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八條の二に規定する関係を解消した場合

第二十九條中「保護命令」の下に「(前条において読み替えて準用する第十條第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)」を加える。

第三十條中「含む。」の下に「又は第二十八條の二において読み替えて準用する第十二條第一項(第二十八條の二において準用する第十八條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

2 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項第十六号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改め、「規定」の下に「(同法第二十八條の二において読み替えて準用する場合を含む。)」を加える。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)
3 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。
別表第一の一六の項イ及び同表一七の項ホ中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。

4 警察本部長等は、警告をしたときは、速やかに、その旨及びその理由を第一項の申出をした者に書面により通知しなければならない。

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。

平成二十五年六月二十日

提出者

内閣委員長 相原久美子

参議院議長 平田 健二殿

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律

ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「怨恨」を「怨恨」に改め、同項第五号中「かけ若しくは」を「かけ、」に改め、「用いて」の下に「送信し、若しくは電子メールを」を加え、同項第八号中「性的羞恥心」を「性的羞恥心」に改める。

第四條第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 警察本部長等は、警告をしたときは、速やかに、当該警告の内容及び日時を第一項の申出をした者に通知しなければならない。

4 警察本部長等は、警告をしなかったときは、速やかに、その旨及びその理由を第一項の申出をした者に書面により通知しなければならない。

第五條第一項中「ときは」の下に「、当該警告に係る前条第一項の申出をした者の申出により、又

は職権で」を加え、同条第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3 一の公安委員会が禁止命令等をした場合には、他の公安委員会は、当該禁止命令等を受けた者に対し、当該禁止命令等に係る第三条の規定に違反する行為について禁止命令等を行うことができない。

4 公安委員会は、第一項の申出を受けた場合において、禁止命令等をしたときは、速やかに、当該禁止命令等の内容及び日時を当該申出をした者に通知しなければならない。

5 公安委員会は、第一項の申出を受けた場合において、禁止命令等をしなかつたときは、速やかに、その旨及びその理由を当該申出をした者に書面により通知しなければならない。

第八条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条第一項中「対する」の下に「婦人相談所その他適切な施設による」を加え、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 国及び地方公共団体は、前項の支援等を図るため、必要な体制の整備、民間の自主的な組織活動の支援に係る施策を実施するために必要な財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第十条第一項中「住所」を「住所若しくは居所若しくは当該禁止命令等並びに第五条第二項の聴聞及び意見の聴取に係る第三条の規定に違反する行為をした者の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地又は当該行為が行われた地」に改め、同条第二項中「住所

地」を「住所若しくは居所若しくは当該申出に係る第三条の規定に違反する行為をした者の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地又は当該行為が行われた地」に改め、同条第三項中「当該警告又は仮の命令に係る第四条第一項の申出をした者がその住所を当該公安委員会の管轄区域内から他の公安委員会の管轄区域内に移転した」を「次に掲げる事由が生じたことを知つた」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該警告又は仮の命令に係る第四条第一項の申出をした者がその住所又は居所を他の公安委員会の管轄区域内に移転したこと。

二 当該申出に係る第三条の規定に違反する行為をした者がその住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）を他の公安委員会の管轄区域内に移転したこと。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、第二条の改正規定及び附則第三条の規定は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

（通知に関する経過措置）

第二条 この法律による改正後のストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「新法」という。）第四条第三項及び第四項の規定は、この法律の施行後に同条第一項の申出を受けた場合における警告について適用する。

（条例との関係）

第三条 地方公共団体の条例の規定で、新法で規

制する行為を処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、第二条の改正規定の施行と同時に、その効力を失うものとする。

2 前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第五条 ストーカー行為等その他の特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかつたことに対する怨恨の感情を充足する目的で当該特定の者等に不安を覚えさせるような方法による行為の規制等の在り方については、近年、当該行為に係る事案の数が高い水準で推移していること、当該行為が多様化していること等を踏まえ、所要の法改正を含む一般的な検討が加えられ、速やかに必要な措置が講ぜられるものとする。

2 政府は、前項の行為の実情等を把握することのできる立場にあることを踏まえ、同項の規制等の在り方について検討するための協議会の設置、当該行為の防止に関する活動等を行っている民間の団体等の意見の聴取その他の措置を講ずることにより、同項の検討に当たって適切な役割を果たすものとする。

審査報告書

旅券法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十五年六月二十日

外交防衛委員長 加藤 敏幸

参議院議長 平田 健二殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、旅券に関する国際民間航空機関の国際標準を踏まえ、旅券の名義人の氏名等に変更を生じた場合に旅券の記載事項を訂正する制度を廃止し、当該旅券を返納させて有効期間を当該旅券の残存有効期間と同一とする新たな旅券を発給できるようにすること等を内容とするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について検討の上、適切な措置を講ずるべきである。

一 旅券の発行に係る手数料について、国民負担軽減の観点から、また、特に記載事項変更旅券の申請に当たつて旅券の残存有効期間が短い場合、国民が割高感を強く覚えることを踏まえ、手数料減額を図るべく、事務の合理化等を含め、経費縮減に努めること。

右決議する。

旅券法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
平成二十五年五月二十一日

衆議院議長 伊吹 文明
参議院議長 平田 健二殿

旅券法の一部を改正する法律案
旅券法の一部を改正する法律

旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「指定する地域」の下に「第三項及び第四項において「指定地域」という。」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第二項中「対し一般旅券を発行するときの下に」(第五項において「限定発行の事由があるとき」と総称する。))を加え、同条第三項中「第一項の外務大臣が指定する地域を」指定地域に、「同項第二号」を「第一項第二号」に改め、同条に次の二項を加える。

4 前三項の規定にかかわらず、外務大臣又は領事官は、第十条第一項の規定に基づき第三条の規定による発給の申請をする者が当該申請に当たつて返納した一般旅券(以下この条及び第十四条において「返納旅券」という。)の名義人の氏名その他外務省令で定める事項に変更を生じた者であつて、有効期間を当該返納旅券の残存有効期間と同一とする一般旅券の発給を受けようとする旨を一般旅券発給申請書に記載して当該申請をするもの(第十四条において「記載事項変更旅券申請者」という。)である場合には、その有効期間及び種類が当該返納旅券の残存有効期間間及び種類と同一である一般旅券であつて、当該返納旅券の次の各号に掲げる区分に応じ当該

各号に定める地域を渡航先として記載したものを発行する。

一 次号及び第三号に掲げる返納旅券以外の返納旅券 指定地域以外の全ての地域

二 第二項、この号又は次項の規定に基づいて渡航先を個別に特定して記載した返納旅券

当該返納旅券に渡航先として記載されていた地域と同一の地域(指定地域を除く。))
三 前項又はこの号の規定に基づいて渡航先を個別に特定して記載した返納旅券 渡航先として個別に特定して記載する地域(当該返納旅券に渡航先として記載されていた指定地域を含み、当該返納旅券に渡航先として記載されていなかった指定地域を除く。))

5 外務大臣又は領事官は、限定発行の事由があるときは、前項第一号又は第二号に掲げる返納旅券について同項の規定により発行する一般旅券につき、渡航先を個別に特定して記載し、又は有効期間を当該返納旅券の残存有効期間未満とすることができるとし、同項第三号に掲げる返納旅券について同項の規定により発行する一般旅券につき、有効期間を当該返納旅券の残存有効期間未満とすることができる。

第九条第一項中「第五条第二項又は第三項」を「第五条第二項から第五項まで」に改める。
第十条の見出し中「発給又は訂正」を「取扱い」に改め、同条第一項ただし書及び各号を削り、同条第三項中「発行し、又はその提出を求めて当該記載事項を訂正する」を「発行する」に改め、同条第四項中「第三条第一項ただし書及び第四項の規定は第一項ただし書の申請について、及び」当該申請に係る一般旅券及び「を削り、」発行され又は訂正された「を」発行された「に改める。

第十四条中「第五条第二項」の下に「若しくは第

五項を加え、「五年」を「五年、記載事項変更旅券申請者であるときは当該返納旅券の残存有効期間に改める。

第十九条第一項第三号中「記載事項の訂正」を削る。

第二十条第一項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同条第二項及び第三項中「第六号」を「第五号」に改め、同条第五項中「記載事項の訂正又は」を削る。

第二十一条の三中「第十条第一項ただし書及び第四項」を「第十条第四項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の日前にされた旅券に関する申請又は当該申請に係る処分については、なお従前の例による。

第三条 改正後の旅券法第二十條の規定は、この法律の施行の日以後にされる旅券に関する申請に係る手数料について適用し、同日前にされた旅券に関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)
第四条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方自治法の一部改正)
第五条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七

号)の一部を次のように改正する。

別表第一旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)の項中「第十条第一項ただし書及び第四項」を「第十条第四項」に改める。

(住民基本台帳法の一部改正)

第六条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の四十一の項及び別表第五第六号中「同法第十条第一項の記載事項の訂正」を削る。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正)

第七条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第一百五十一号)の一部を次のように改正する。

別表旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)の項中「第十条第一項ただし書(都道府県知事を経由して行う申請に係る部分を除く。)」を削る。

(東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律の一部改正)

第八条 東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律(平成二十三年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「有効期間とするもの」の下に「(当該一般旅券(以下この項において「五年特例旅券」という。))の発給を受けた被災者に対して同法第五条第四項の規定により発行された一般旅券であつてその有効期間満了の日が当該五年特例旅券と同一であるものを含む。以下この項において「特例旅券」という。))を加え、「一般旅券の」を「特例旅券の」に改める。

審査報告書

いじめ防止対策推進法案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十五年六月二十日

文教科学委員長 丸山 和也

参議院議長 平田 健二殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府及び関係者は、いじめ問題の克服の重要性に鑑み、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、いじめには多様な態様があることに鑑み、本法の対象となるいじめに該当するか否かを判断

するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めること。

二、いじめは学校種を問わず発生することから、専修学校など本法の対象とはならない学校種においても、それぞれの実情に応じて、いじめに對して適切な対策が講ぜられるよう努めること。

三、本法の運用に当たっては、いじめの被害者に寄り添った対策が講ぜられるよう留意することともに、いじめ防止等について児童等の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意すること。

四、国がいじめ防止基本方針を策定するに当たっては、いじめ防止等の対策を実効的に行うようにするため、専門家等の意見を反映するよう留意することともに、本法の施行状況について評価を行い、その結果及びいじめの情勢の推移等を踏まえ、適時適切な見直しその他必要な措置を講ずること。

五、いじめの実態把握を行うに当たっては、必要に応じて質問票の使用や聴取り調査を行うこと等により、早期かつ効果的に発見できるよう留意すること。

六、本法に基づき設けられるいじめの防止等のための対策を担う附属機関その他の組織においては、適切にいじめの問題に対処する観点から、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努めること。

七、いじめが起きた際の質問票を用いる等による調査の結果等について、いじめを受けた児童等の保護者と適切に共有されるよう、必要に応じ

て専門的な知識及び経験を有する者の意見を踏まえながら対応すること。

八、いじめには様々な要因があることに鑑み、第二十五条の運用に当たっては、懲戒を加える際にはこれまでどおり教育的配慮に十分に留意すること。

右決議する。

いじめ防止対策推進法案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二十五年六月二十日

衆議院議長 伊吹 文明

参議院議長 平田 健二殿

いじめ防止対策推進法

目次

第一章 総則(第一条—第十条)

第二章 いじめ防止基本方針等(第十一条—第十四条)

第三章 基本的施策(第十五条—第二十一条)

第四章 いじめの防止等に関する措置(第二十二条—第二十七条)

第五章 重大事態への対処(第二十八条—第三十三条)

第六章 雑則(第三十四条—第三十五条)

附則

第一章 総則

(目的)
第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである

ことに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。)のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。

(基本理念)

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。	連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。	針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。 2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項 二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項 三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。
3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。	9 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。 3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。	第十二条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。 第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。	第十五条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じて道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。
（国等の責務） 第五条 国は、第三条の基本理念（以下「基本理念」という。）のつとて、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。 （地方公共団体の責務） 第六条 地方公共団体は、基本理念のつとて、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。 （学校の設置者の責務） 第七条 学校の設置者は、基本理念のつとて、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。 （学校及び学校の教職員の責務） 第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念のつとて、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との	4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。 （財政上の措置等） 第十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 第二章 いじめ防止基本方針等 （いじめ防止基本方針） 第十一条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方	第十四条 地方公共団体は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。	第十六条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見する

ため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

（関係機関等との連携等）

第十七条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上）

第十八条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、

教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であつていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。
（インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進）

第十九条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信役務提供者

の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第四条第一項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方方法務局の協力を求めることができる。
（いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等）

第二十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

第二十一条 国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

（啓発活動）

第二十一条 国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第四章 いじめの防止等に関する措置
（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

（いじめに対する措置）

第二十三条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあつたことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によつて、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きる

ことのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(学校の設置者による措置)

第二十四条 学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(校長及び教員による懲戒)

第二十五条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であつて教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

(出席停止制度の適切な運用等)

第二十六条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項(同法第四十九条において準用する場合を含む。)の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(学校相互間の連携協力体制の整備)

第二十七条 地方公共団体は、いじめを受けた児童

等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

第五章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(国立大学に附属して設置される学校に係る対処)

第二十九条 国立大学法人(国立大学法平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。)が設置する国立大学に附属して設置される学校は、前条第一項各号に掲げる場合には、当該国立大学法人の学長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、前条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、国立大学法第三十五条において準用する独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第六十四条第一項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

(公立の学校に係る対処)

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は

当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(私立の学校に係る対処)

第三十一条 学校法人(私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。)が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事(以下この条において単に「都道府県知事」という。)に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生を防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第六条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前二項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

第三十二条 学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第十二条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長（以下認定地方公共団体の長」という。）に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生を防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 認定地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生を防止のために必要な措置を講ずることができるよう、構造改革特別区域法第十二条第

十項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前二項の規定は、認定地方公共団体の長に対し、学校設置会社が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

5 第一項から前項までの規定は、学校設置非常利法人（構造改革特別区域法第十三条第二項に規定する学校設置非常利法人をいう。）が設置する学校について準用する。この場合において、第一項中「学校設置会社の代表取締役又は代表執行役」とあるのは「学校設置非常利法人の代表権を有する理事」と、「第十二条第一項」とあるのは「第十三条第一項」と、第二項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、第三項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、「学校設置会社」とあるのは「学校設置非常利法人」と、「第十二条第十項」とあるのは「第十三条第三項において準用する同法第十二条第十項」と、前項中「前二項」とあるのは「次項において準用する前二項」と読み替えるものとする。

（文部科学大臣又は都道府県教育委員会の指導、助言及び援助）

第三十三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

第六章 雑則

第三十四条 学校の評価を行う場合においていじ

めの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

（高等専門学校における措置）

第三十五条 高等専門学校（学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。）の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

（検討）

第二条 いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

2 政府は、いじめにより学校における集団の生活に不安又は緊張を覚えることとなつたために相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている児童等が適切な支援を受けつつ学習することができるよう、当該児童等の学習に対する支援の在り方についての検討を行うものとする。

投票者氏名		賛成者氏名	
日程第一 食品表示法案（内閣提出、衆議院送付）		二〇二名	
足立	信也君	相原久美子君	
有田	芳生君	池口 修次君	
石井	一 君	石橋 通宏君	
一川	保夫君	岩本 司君	
梅村	聡君	江崎 孝君	
江田	五月君	小川 敏夫君	
尾立	源幸君	尾辻かな子君	
大河原雅子君		大久保 勉君	
大島九州男君		大野 元裕君	
岡崎トミ子君		加賀谷 健君	
加藤 敏幸君		金子 恵美君	
金子 洋一君		川合 孝典君	
北澤 俊美君		郡司 彰君	
小西 洋之君		小林 正夫君	
小見山幸治君		與石 東君	
斎藤 嘉隆君		櫻井 充君	
芝 博一君		鈴木 寛君	
田城 郁君		田中 直紀君	
武内 則男君		谷 博之君	
玉置 一弥君		樽井 良和君	
シレン マルティン君		津田弥太郎君	
辻 泰弘君		徳永 エリ君	
徳永 久志君		轟木 利治君	
那谷屋正義君		直嶋 正行君	
中谷 智司君		長浜 博行君	
難波 奨二君		西村まさみ君	
羽田雄一郎君		白 眞典君	
林 久美子君		広田 一 君	
福山 哲郎君		藤末 健三君	
藤谷 光信君		藤本 祐司君	

藤原 正司君	前川 清成君	松下 新平君	松村 祥史君	中山 恭子君	舛添 要一君	樽井 良和君	ヱルチマルティ君
前田 武志君	牧山ひろえ君	松村 龍二君	丸川 珠代君	糸数 慶子君	川崎 稔君	津田弥太郎君	辻 泰弘君
増子 輝彦君	松井 孝治君	丸山 和也君	三原じゅん子君	自見庄三郎君	浜田 和幸君	徳永 エリ君	徳永 久志君
松浦 大悟君	水岡 俊一君	水落 敏栄君	宮沢 洋一君	平野 達男君	森田 高君	轟木 利治君	那谷屋正義君
安井美沙子君	柳澤 光美君	山崎 力君	山谷えり子君	山崎 正昭君	横峯 良郎君	直嶋 正行君	中谷 智司君
柳田 稔君	山根 隆治君	山本 順三君	吉田 博美君	脇 雅史君	○名	長浜 博行君	難波 獎二君
山村 明嗣君	蓮 舫君	若林 健太君	脇 雅史君	脇 雅史君	○名	西村まさみ君	羽田雄一郎君
愛知 治郎君	青木 一彦君	渡辺 猛之君	秋野 公造君	秋野 公造君	○名	白 眞勲君	林 久美子君
赤石 清美君	有村 治子君	荒木 清寛君	石川 博崇君	石川 博崇君	○名	広田 一君	福山 哲郎君
石井 準一君	石井 浩郎君	魚住裕一郎君	加藤 修一君	加藤 修一君	○名	藤末 健三君	藤谷 光信君
磯崎 仁彦君	猪口 邦子君	草川 昭三君	木庭健太郎君	委員長提出	○名	藤本 祐司君	藤原 正司君
岩井 茂樹君	岩城 光英君	白浜 一良君	竹谷とし子君	日程第三 ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣委員長提出)	○名	前川 清成君	前田 武志君
宇都 隆史君	上野 通子君	谷合 正明君	長沢 広明君	日程第三 ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣委員長提出)	○名	牧山ひろえ君	増子 輝彦君
江島 潔君	尾辻 秀久君	西田 実仁君	浜田 昌良君	賛成者氏名	二〇一名	松井 孝治君	松浦 大悟君
大家 敏志君	岡田 直樹君	松 あきら君	山口那津男君	足立 信也君	相原久美子君	水岡 俊一君	安井美沙子君
岡田 広君	加治屋義人君	山本 香苗君	山本 博司君	有田 芳生君	池口 修次君	柳澤 光美君	柳田 稔君
片山さつき君	金子原二郎君	横山 信一君	渡辺 孝男君	石橋 通宏君	一川 保夫君	山根 隆治君	山村 明嗣君
川口 順子君	岸 宏一君	江口 克彦君	小野 次郎君	岩本 司君	梅村 聡君	蓮 舫君	愛知 治郎君
北川イツセイ君	熊谷 大君	川田 龍平君	行田 邦子君	江崎 孝君	江田 五月君	青木 一彦君	赤石 清美君
小泉 昭男君	小坂 憲次君	柴田 巧君	寺田 典城君	小川 敏夫君	尾立 源幸君	有村 治子君	石井 準一君
佐藤 信秋君	佐藤 正久君	中西 健治君	藤巻 幸夫君	尾辻かな子君	大河原雅子君	石井 浩郎君	磯崎 仁彦君
佐藤ゆかり君	島尻安伊子君	真山 勇一君	松田 公太君	大久保 勉君	大島九州男君	猪口 邦子君	岩井 茂樹君
末松 信介君	鈴木 政二君	水野 賢一君	山田 太郎君	大野 元裕君	岡崎トミ子君	岩城 光英君	上野 通子君
世耕 弘成君	関口 昌一君	米長 晴信君	佐藤 公治君	加賀谷 健君	加藤 敏幸君	江島 潔君	尾辻 秀久君
高階恵美子君	谷川 秀善君	主濱 了君	谷 亮子君	金子 恵美君	金子 洋一君	大家 敏志君	岡田 直樹君
塚田 一郎君	鶴保 庸介君	はた ともこ君	藤原 良信君	川合 孝典君	北澤 俊美君	岡田 広君	加治屋義人君
中川 雅治君	中曾根弘文君	森 ゆうこ君	井上 哲士君	郡司 彰君	小西 洋之君	片山さつき君	金子原二郎君
中西 祐介君	中原 八一君	市田 忠義君	紙 智子君	小林 正夫君	小見山幸治君	川口 順子君	岸 宏一君
二之湯 智君	野上浩太郎君	田村 智子君	大門実紀史君	興石 東君	斎藤 嘉隆君	北川イツセイ君	熊谷 大君
野村 哲郎君	長谷川 岳君	山下 芳生君	亀井亜紀子君	櫻井 充君	芝 博一君	小泉 昭男君	小坂 憲次君
長谷川大紋君	福岡 資麿君	谷岡 郁子君	平山 誠君	鈴木 寛君	田城 郁君	佐藤 信秋君	佐藤 正久君
藤井 基之君	藤川 政人君	舟山 康江君	福島みずほ君	田中 直紀君	武内 則男君	佐藤ゆかり君	島尻安伊子君
古川 俊治君	牧野たかお君	吉田 忠智君	片山虎之助君	谷 博之君	玉置 一弥君	末松 信介君	鈴木 政二君

世耕 弘成君	関口 昌一君	米長 晴信君	佐藤 公治君	北澤 俊美君	郡司 彰君	岡田 広君	加治屋義人君
高階恵美子君	谷川 秀善君	主濱 了君	谷 亮子君	小西 洋之君	小林 正夫君	片山さつき君	金子原二郎君
塚田 一郎君	鶴保 庸介君	はた ともこ君	藤原 良信君	小見山幸治君	興石 東君	川口 順子君	岸 宏一君
中川 雅治君	中曾根弘文君	森 ゆうこ君	井上 哲士君	斎藤 嘉隆君	櫻井 充君	北川イツセイ君	熊谷 大君
中西 祐介君	中原 八一君	市田 忠義君	紙 智子君	芝 博一君	鈴木 寛君	小泉 昭男君	小坂 憲次君
二之湯 智君	野上浩太郎君	田村 智子君	大門実紀史君	田城 郁君	田中 直紀君	佐藤 信秋君	佐藤 正久君
野村 哲郎君	長谷川 岳君	山下 芳生君	亀井亜紀子君	武内 則男君	谷 博之君	佐藤ゆかり君	島尻安伊子君
長谷川大紋君	福岡 資麿君	谷岡 郁子君	平山 誠君	玉置 一弥君	樽井 良和君	末松 信介君	鈴木 政二君
藤井 基之君	藤川 政人君	舟山 康江君	福島みずほ君	辻 マルティ君	津田弥太郎君	世耕 弘成君	関口 昌一君
古川 俊治君	牧野たかお君	吉田 忠智君	片山虎之助君	辻 泰弘君	徳永 エリ君	高階恵美子君	谷川 秀善君
松下 新平君	松村 祥史君	中山 恭子君	荒井 広幸君	徳永 久志君	轟木 利治君	塚田 一郎君	鶴保 庸介君
松村 龍二君	丸川 珠代君	外添 要一君	糸数 慶子君	那谷屋正義君	直嶋 正行君	中川 雅治君	中西 祐介君
丸山 和也君	三原じゅん子君	川崎 稔君	自見庄三郎君	中谷 智司君	長浜 博行君	中原 八一君	二之湯 智君
水落 敏栄君	宮沢 洋一君	浜田 和幸君	平野 達男君	難波 奨二君	西村まさみ君	野上浩太郎君	野村 哲郎君
山崎 力君	山谷えり子君	森田 高君	山崎 正昭君	羽田雄一郎君	白 眞敷君	長谷川 岳君	長谷川大紋君
山本 順三君	吉田 博美君	横峯 良郎君	○名	林 久美子君	広田 一君	福岡 資麿君	藤井 基之君
若林 健太君	脇 雅史君	○名	反対者氏名	福山 哲郎君	藤末 健三君	藤川 政人君	古川 俊治君
渡辺 猛之君	秋野 公造君	○名	日程第四 旅券法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)	藤谷 光信君	藤本 祐司君	牧野たかお君	松下 新平君
荒木 清寛君	石川 博崇君	○名	賛成者氏名	藤原 正司君	前川 清成君	松村 祥史君	松村 龍二君
魚住裕一郎君	加藤 修一君	○名	足立 信也君	前田 武志君	牧山ひろえ君	丸川 珠代君	丸山 和也君
草川 昭三君	木庭健太郎君	○名	池口 修次君	増子 輝彦君	松井 孝治君	三原じゅん子君	水落 敏栄君
白浜 一良君	竹谷とし子君	○名	有田 芳生君	松浦 大悟君	水岡 俊一君	宮沢 洋一君	森 まさこ君
谷合 正明君	長沢 広明君	○名	石橋 通宏君	安井美沙子君	柳澤 光美君	山崎 力君	山谷えり子君
西田 実仁君	浜田 昌良君	○名	岩本 司君	柳田 稔君	山根 隆治君	山本 順三君	吉田 博美君
松 あきら君	山口那津男君	○名	江崎 孝君	山村 明嗣君	蓮 舫君	若林 健太君	脇 雅史君
山本 香苗君	山本 博司君	○名	小川 敏夫君	愛知 治郎君	青木 一彦君	渡辺 猛之君	秋野 公造君
横山 信一君	渡辺 孝男君	○名	尾立 源幸君	赤石 清美君	有村 治子君	荒木 清寛君	石川 博崇君
江口 克彦君	小野 次郎君	○名	尾辻かな子君	磯崎 仁彦君	石井 浩郎君	魚住裕一郎君	加藤 修一君
川田 龍平君	行田 邦子君	○名	大久保 勉君	磯崎 仁彦君	猪口 邦子君	草川 昭三君	木庭健太郎君
柴田 巧君	寺田 典城君	○名	大野 元裕君	岩井 茂樹君	岩城 光英君	白浜 一良君	竹谷とし子君
中西 健治君	藤巻 幸夫君	○名	加賀谷 健君	宇都 隆史君	上野 通子君	谷合 正明君	長沢 広明君
真山 勇一君	松田 公太君	○名	金子 恵美君	江島 潔君	尾辻 秀久君	西田 実仁君	浜田 昌良君
水野 賢一君	山田 太郎君	○名	川合 孝典君	大家 敏志君	岡田 直樹君	松 あきら君	山口那津男君

日程第五 いじめ防止対策推進法案(衆議院提出) 賛成者氏名 一九二名	山本 香苗君	山本 博司君	尾立 源幸君	尾辻かな子君	石井 準一君	石井 浩郎君	魚住裕一郎君	加藤 修一君
	横山 信一君	江口 克彦君	大河原雅子君	大久保 勉君	磯崎 仁彦君	猪口 邦子君	草川 昭三君	木庭健太郎君
	小野 次郎君	川田 龍平君	大島九州男君	大野 元裕君	岩井 茂樹君	岩城 光英君	白浜 一良君	竹谷とし子君
	行田 邦子君	柴田 巧君	岡崎トミ子君	加賀谷 健君	宇都 隆史君	上野 通子君	谷合 正明君	長沢 広明君
反対者氏名 〇名	寺田 典城君	中西 健治君	加藤 敏幸君	金子 恵美君	江島 潔君	尾辻 秀久君	西田 実仁君	浜田 昌良君
	藤巻 幸夫君	真山 勇一君	金子 洋一君	川合 孝典君	大家 敏志君	岡田 直樹君	松 あきら君	山口那津男君
	松田 公太君	水野 賢一君	北澤 俊美君	郡司 彰君	岡田 広君	加治屋義人君	山本 香苗君	山本 博司君
	山田 太郎君	米長 晴信君	小西 洋之君	小林 正夫君	片山さつき君	金子原二郎君	横山 信一君	渡辺 孝男君
賛成者氏名 一九二名	佐藤 公治君	主濱 了君	小見山幸治君	奥石 東君	川口 順子君	岸 宏一君	江口 克彦君	小野 次郎君
	谷 亮子君	はた ともこ君	斎藤 嘉隆君	櫻井 充君	北川イツセイ君	熊谷 大君	川田 龍平君	行田 邦子君
	藤原 良信君	森 ゆうこ君	芝 博一君	鈴木 寛君	小泉 昭男君	小坂 憲次君	柴田 巧君	寺田 典城君
	井上 哲士君	市田 忠義君	田城 郁君	田中 直紀君	佐藤 信秋君	佐藤 正久君	中西 健治君	藤巻 幸夫君
反対者氏名 〇名	紙 智子君	田村 智子君	武内 則男君	谷 博之君	佐藤 ゆかり君	島尻安伊子君	真山 勇一君	松田 公太君
	大門実紀史君	山下 芳生君	玉置 一弥君	樽井 良和君	末松 信介君	鈴木 政二君	水野 賢一君	山田 太郎君
	亀井亜紀子君	谷岡 郁子君	シズメイ子君	津田弥太郎君	世耕 弘成君	関口 昌一君	米長 晴信君	佐藤 公治君
	平山 誠君	舟山 康江君	辻 泰弘君	徳永 エリ君	高階恵美子君	鶴保 庸介君	主濱 了君	谷 亮子君
賛成者氏名 一九二名	福島みずほ君	吉田 忠智君	徳永 久志君	礪木 利治君	塚田 一郎君	中西 祐介君	はた ともこ君	藤原 良信君
	片山虎之助君	中山 恭子君	那谷屋正義君	直嶋 正行君	中川 雅治君	二之湯 智君	森 ゆうこ君	亀井亜紀子君
	荒井 広幸君	舩添 要一君	中谷 智司君	長浜 博行君	中原 八一君	野村 哲郎君	谷岡 郁子君	平山 誠君
	糸数 慶子君	川崎 稔君	難波 奨二君	西村まさみ君	長谷川 岳君	長谷川大紋君	舟山 康江君	片山虎之助君
反対者氏名 〇名	自見庄三郎君	浜田 和幸君	羽田雄一郎君	白 眞勲君	福岡 資麿君	藤井 基之君	中山 恭子君	荒井 広幸君
	平野 達男君	森田 高君	林 久美子君	広田 一君	藤川 政人君	古川 俊治君	舩添 要一君	川崎 稔君
	山崎 正昭君	横峯 良郎君	福山 哲郎君	藤末 健三君	牧野たかお君	松下 新平君	自見庄三郎君	浜田 和幸君
			藤原 正司君	藤本 祐司君	松村 祥史君	松村 龍二君	平野 達男君	森田 高君
賛成者氏名 一九二名	足立 信也君	有田 芳生君	前田 武志君	牧山ひろえ君	丸川 珠代君	丸山 和也君	山崎 正昭君	横峯 良郎君
	池口 修次君	石橋 通宏君	増子 輝彦君	松井 孝治君	三原じゅん子君	水落 敏栄君		
	一川 保夫君	岩本 司君	松浦 大悟君	水岡 俊一君	宮沢 洋一君	森 まさこ君	紙 智子君	市田 忠義君
	梅村 聡君	江崎 孝君	山村 明嗣君	柳澤 光美君	山崎 力君	山谷えり子君	大門実紀史君	田村 智子君
賛成者氏名 一九二名	江田 五月君	小川 敏夫君	愛知 治郎君	青木 一彦君	若林 健太君	脇 雅史君	福島みずほ君	山下 芳生君
			赤石 清美君	有村 治子君	荒木 清寛君	秋野 公造君	糸数 慶子君	吉田 忠智君
						石川 博崇君		

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所
〒一〇五八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番四号
独立行政法人国立印刷局
電話
03 (3587) 4294
定価
本号 一五円
本体 一〇円